姶良市
AIRA CITY

障害者福祉
サービスのしおり

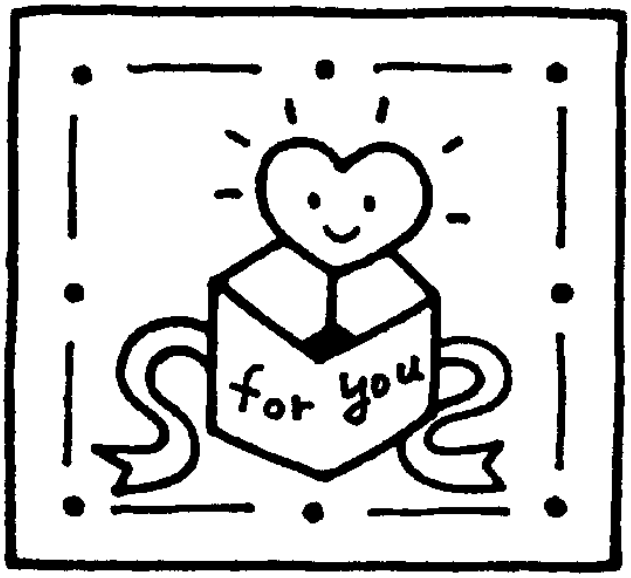

姶良市役所　長寿・障害福祉課　障害者福祉係

６６－３２５１（直通）

令和５年４月版

障害等級別制度早見表

○：本人に制度の適用あり　　△：本人の一部に制度の適用あり

◎：本人及び介護人に制度の適用あり　　■：本人及び介護人の一部に制度の適用あり

掲載ページ		4	4	5	5	6	7	7	8	9	9	10	10	10	10	11	12	12	13	13	14	15
		心身障害者扶養共済制度	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	障害年金・特別障害給付金	所得税・住民税の控除	相続税の控除	自動車税・自動車取得税の控除	ＮＨＫ放送受信料の減免	ＮＴＴ電話番号の無料案内	ＪＲ運賃の割引	バスの運賃割引	船・航空運賃の割引	タクシー運賃の割引	パーキングパーミット制度	駐車禁止除外票章	有料道路通行料金の割引	重度心身障害者等医療費助成	後期高齢者医療制度の適用	温泉保養券の交付	障害福祉サービス
視覚	1	○	■	△	△	△	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○（18歳以上70歳未満の方）	△
	2	○	■		△				○	○	○	◎	◎	◎		○	○		○	○		
	3	○	■						○	○	○	◎	◎	◎		○	○			○		
	4		■						△	○	○	■	■	■		○	△					
	5									○	○	○	○	○								
	6									○	○	○	○	○								
聴覚平衡	2	○	■	△	△				○	○	○	◎	◎	◎		△	○		○	○		
	3	○	■						○	○	○	◎	◎	◎		△	○			○		
	4		■							○	○	○	○	○								
	5									○	○	○	○	○								
	6									○	○	○	○	○								
音声言語	3	○	■						○	■	○	○	○	○						△		
	4		■							■	○	○	○	○						△		
上肢	1	○	■	△	△				○	○	○	◎	◎	◎		○	○		○	○		
	2	○	■		△				△	○	○	■	■	■		○	△		○	○		
	3	○	■							■		○	○	○						○		
	4		■			△	○	○		■		○	○	○	○			○				
	5									■		○	○	○								
	6									■		○	○	○								
下肢	1	○	■	△	△				○	○		◎	◎	◎		○	○		○	○		
	2	○	■		△				○	○		◎	◎	◎		○	○		○	○		
	3	○	■						○	■		■	■	■		○	○			○		
	4		■						○	■		○	○	○		○	○			△		
	5								○	■		○	○	○		○						
	6								○	■		○	○	○		○						
体幹	1	○	■	△	△				○	○	○	◎	◎	◎		○	○		○	○		
	2	○	■		△				○	○	○	◎	◎	◎		○	○		○	○		
	3	○	■						○	■		◎	◎	◎		○	○			○		
	5		■						○	■		○	○	○								
内部	1	○	■	△	△				○	○		◎	◎	◎		○	○		○	○		
	2	○	■		△				○	○		◎	◎	◎		○	○		○	○		
	3	○	■						○	■		◎	◎	◎		○	○			○		
	4		■							■		■	■	■			△					
知的	A1	○	■	△	○	△	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○		△
	A2	○	■		△				○	○		◎	◎	◎		○	○	○	○	○		
	B1	○	■							■		○	○	○					△	△		
	B2	○								■		○	○	○						△		
精神	1		■	△	△	△	○	○	△	○	○		◎	■	○	○	○			△		△
	2		■							■			○							△		
	3									■			△									
難病	-	△				△										○						△

もくじ・窓口一覧

ページ	制度名	窓口	電話番号
1	身体障害者手帳	長寿・障害福祉課　障害者福祉係	66-3111 （123・274）
2	療育手帳		
3	精神保健福祉手帳		
4	心身障害者扶養共済制度		
4	特別児童扶養手当	子どもみらい課　子ども福祉係	66-3111（124、128）
5	特別障害者手当	長寿・障害福祉課　障害者福祉係	66-3111 （123・274）
5	障害児福祉手当		
6	障害年金	保険年金課　国民年金係	66-3111 （114・146）
6	特別障害者給付金		
7	所得税・住民税の控除	所得税：加治木税務署 住民税：税務課　市民税係	62-2161 66-3111（132・133）
7	相続税の控除	加治木税務署	62-2161
8	自動車税（軽自動車税） 自動車取得税の減免	取得税：県自動車税管理事務所 自動車税：姶良・伊佐地域振興局　総務企画部 軽自動車税：税務課　市民税係	099-261-5611 63-8116 66-3111（134）
9	NHK放送受信料の減免	NHK鹿児島放送局	099-805-7077
9	NTT電話番号の無料案内	NTT	0120-104-174
10	JR運賃の割引	JR乗車券販売窓口	
10	バス・船の運賃割引	各販売窓口	
10	航空運賃の割引	航空券販売窓口	
10	タクシー運賃の割引	各タクシー会社	
11	パーキングパーミット制度	ハートピアかごしま、各地域振興局	
12	駐車禁止除外指定車票証	姶良警察署　交通課	65-0110
12	有料道路通行料金の割引	長寿・障害福祉課　障害者福祉係	66-3111 （123・274）
13	重度心身障害者医療費助成		
13	後期高齢者医療制度の適用	保険年金課　高齢者医療係	66-3117
14	温泉保養券の交付	長寿・障害福祉課　障害者福祉係	66-3111 （123・274）
15	障害福祉サービスながれ		
16	介護給付・訓練等給付		
17	障害児通所給付、補装具		
18	自立支援医療		
19	地域生活支援事業		
20	日常生活用具一覧		
22	障害者相談員		

1 身体障害者手帳

身体障害者の日常生活の自立を支援するために、様々な制度があります。これらを利用するためには、「身体障害者手帳」が必要です。

身体障害者手帳は、申請に基づいて、目や耳、手足などに定められた程度以上の永続する障害がある方に交付されます。

障害の範囲

- 視覚障害
- 聴覚障害又は平衡機能の障害
- 音声、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 内部機能障害
  心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸・小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害
- 肢体不自由

障害の等級

障害の等級は、重いほうから順に1級から7級まで分けられています。

身体障害者手帳は、各障害の総合が1級～6級の方に交付されます。

申請の手続

● 申請に必要なもの

① 申請書・・・長寿・障害福祉課でお渡ししています。

② 診断書・・・指定を受けた医師の診断を受けてください。診断書の用紙は長寿障害福祉課でお渡ししています。

③ 顔写真・・・上半身、脱帽、1年以内のもので、たて4ｃｍ×よこ3ｃｍのものを1枚。

④ 印かん(自署の場合は不要)

⑤個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

住所、氏名などが変わった場合や、本人が死亡した場合は、身体障害者手帳と印かんをお持ちの上届け出てください。

2 療育手帳

知的障害者の日常生活の自立を支援するために、いろいろな制度があります。これらを利用するためには、「療育手帳」が必要です。

療育手帳は、申請に基づき、中央児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害と判定された方に交付されます。

障害の等級

障害の等級は重いほうから順に、A1、A2、B1、B2に分けられます。

申請の手続

申請の前に、中央児童相談所又は知的障害者更生相談所で判定を受ける必要があります。予約が必要ですので事前に電話でご連絡ください。

＜中央児童相談所・知的障害者更生相談所＞

・鹿児島市桜ヶ丘6-12
・099-264-3003
・相談時間
午前8時30分～午後5時
（月曜日～金曜日）
※中央児童相談所と知的障害者更生相談所は同じ建物にあります。

※判定後の申請窓口は　長寿・障害福祉課　障害者福祉係です。

●申請に必要なもの

① 申請書・・・長寿・障害福祉課でお渡ししています。
② 顔写真・・・上半身、脱帽、1年以内のもので、たて4ｃｍ×よこ3ｃｍのものを1枚。
③ 印かん（自署の場合は不要）
④個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

住所、氏名などが変わった場合や、本人が死亡した場合は、療育手帳と印かんをお持ちの上届け出てください。

3 精神保健福祉手帳

精神障害者の日常生活の自立を支援するために、いろいろな制度があります。これらを利用するためには、「精神保健福祉手帳」が必要です。

障害の範囲

精神病（統合失調症、躁うつ病（気分（感情）障害）、非定型精神病、てんかん中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患）をお持ちの方で、日常生活又は社会生活への制約がある方。

障害の等級

障害の等級は重いほうから順に、1級から3級まで分けられています。

申請の手続

●申請に必要なもの

① 申請書　　長寿・障害福祉課又は医療機関でお渡ししています。

② 医師の診断書　または　年金証書等の写し

Ａ　診断書　　精神障害に係る初診年月日から6か月目以降に作成されている必要があります。
用紙は長寿・障害福祉課又は医療機関でお渡ししています。

Ｂ　年金証書等の写し　１）障害年金証書の写し（直近のもの）
２）年金が現に支払われていることを証明するもの
年金払込通知等のハガキの写し
通帳の写し(年金振込額が確認できるもの)
３）同意書

③ 顔写真・・・上半身、脱帽、1年以内のもので、たて4ｃｍ×よこ3ｃｍのものを1枚。

④印かん（自署の場合は不要）

⑤個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

※　有効期限があり2年ごとに更新が必要です。更新の手続きは有効期限の3か月前からできます。

住所、氏名などが変わった場合や、本人が死亡した場合は、精神保健福祉手帳と印かんをお持ちの上届け出てください。

4 年金・手当など

心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を払うことで、保護者に万一（死亡又は重度障害）のことがあったとき、心身障害者に終身の年金が支給されます。

（１）加入できる方

次の①～③の方を扶養している64歳までの健康な方

① 身体障害者手帳１級～３級をお持ちの方

② 療育手帳をお持ちの方

③ 身体や精神に①、②と同程度の永続的な障害のある方

（２）掛金の金額

加入時の年齢によって掛金の金額が決まります。（月額9,300円～23,300円）

※ 掛金の減額、免除の制度があります。

（３）年金の金額

１口加入者・・・月額20,000円

２口加入者・・・月額40,000円

特別児童扶養手当

２０歳未満の身体又は精神（知的障害を含む）に中程度以上の障害をお持ちの児童を監護している親又は養護者に支給されます。所得制限があります。

（１） 金額（いずれも被監護者一人あたり）

・１級：月額 53,700円　・２級：月額 35,760円 （令和5年4月～）

（２） 対象者：次のいずれかに当てはまる児童を監護している方

・１級：おおむね身体1・2級、知的Ａ1・Ａ2、精神1級の障害を持つ児童

・２級：おおむね身体3・4級、知的Ｂ1、精神2級の障害を持つ児童

特別障害者手当

重度の障害のため、日常生活において常時特別な介護を要する20歳以上の方に支給されます（所得制限があります）。ただし、病院に3か月以上入院している方や施設入所者には支給されません。

（1）　金額

月額　27,980円　（令和5年4月～）

（2）　対象者

次の①～④のいずれかにあてはまる方

①　重度の障害を2つ以上持っている方

②　重度の肢体不自由者（ねたきり等）で、日常生活動作が1人ではほとんどできない方

③　絶対安静の症状が長く続いている方

④　重度の精神障害や知的障害のため、食事・排便・会話等の日常生活動作がほとんど行えない方

障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において介護を要する20歳未満の児童に支給されます（対象児童とその扶養義務者について所得制限があります。また、児童が施設に入所している場合は支給されません）。

（1）　金額

月額 15,220円　（令和5年4月～）

（2）　対象者

次の①～③のいずれかにあてはまる方

①　身体障害者手帳1級・2級（一部該当しない障害があります。）を持っている児童

②　療育手帳Ａ1を持っている児童

③　①・②と同程度の障害がある児童

障害基礎年金

20歳になる前や国民年金の被保険者期間中（20～60歳）、又は60～64歳で国内在住中に初診日がある病気やけがによって心身に障害が残った場合、支給要件を満たす場合に請求することができます。請求内容は日本年金機構で審査され、厚生労働大臣によって支給決定された場合に支給されます。

（1）　支給要件

①　国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（これを「初診日」といいます。）があること

※　20歳前や、60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。

②　一定の障害の状態にあること

※　障害基礎年金には1級と2級があり、日本年金機構が定める「障害認定基準」に定められています。障害者手帳の等級とは異なるものです。

③　保険料納付要件

※　初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

（ア）　初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の３分の２以上の期間について、保険料が納付または免除されていること

（イ）　初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの１年間に保険料の未納がないこと

（2）　金額（令和５年度）　1級　年額993,750円　2級　年額795,000円

※　18歳未満の子を扶養している場合には、加算があります。
1人につき228,700円（3人目以降76,200円）

特別障害者給付金

国民年金に任意で加入できた期間中に初診日があり、障害基礎年金を受ける要件を満たす場合に請求することができます。請求内容は日本年金機構で審査され、厚生労働大臣によって支給決定された場合に支給されます。

（1）　任意で加入できた期間

①　平成3年3月以前に学生であったが任意加入しなかった期間

②　昭和61年3月以前に、配偶者が厚生年金や共済組合等に加入していたが任意加入しなかった期間

（2）　金額（令和５年度）　１級　月額53,650円　２級　月額42,920円

5 税金の控除・公共料金の免除・減免

所得税・住民税の控除

所得税、住民税について、納税者本人又はその控除配偶者や扶養親族のうちに障害者がいるときは課税所得額を差し引くことができます。控除額は、障害の等級、同居・別居などによって異なります。

控除区分		所得税	住民税	障害等級
普通障害	本人	27万円	26万円	身体障害者…３級～６級 知的障害者…B 精神障害者…２級・３級
	扶養	27万円	26万円	
特別障害	本人	40万円	30万円	身体障害者…１級・２級 知的障害者…A 精神障害者…１級
	扶養	40万円	30万円	
	同居扶養	75万円	53万円	

相続税の控除

相続人が85歳未満の障害者のとき、障害者控除が受けられ、相続税の額から控除することができます。

※　平成22年3月31日以前又は遺贈で財産を取得されたときは、年齢要件は「70歳未満」とされています。

控除区分　※	控除額
特別障害者控除	85歳に達するまでの１年につき20万円
障害者控除	85歳に達するまでの１年につき10万円

※　控除区分

区　　分	身体障害者（児）	知的障害者	精神障害者
特別障害者控除	1級・2級	A	1級
障害者控除	3級～6級	B	2級・3級

※それぞれ、詳しくは下記にお尋ねください。

＞所得税・相続税について・・・加治木税務署（電話62-2161）

＞住民税について・・・税務課　市民税係（電話66-3111（132））

自動車税（軽自動車税）・自動車取得税の減免

障害者やその生計同一者（障害者が18歳未満又は知的・精神障害者の場合のみ）が所有又は取得する自動車にかかる税について、減免しています。

ただし、生計同一者・常時介護者の運転（以下「生・常運転」）については、障害者の通院、通学、通所又は通勤のために使われている必要があります。

● 次の①～③の方が対象となります。

① 個々の障害が下の表に該当する方

② 同一の障害区分に属する障害を合算し、表に該当する方

ただし、視覚障害は３級以上、上肢は１級、下肢の生・常運転は２級以上

③ 生・常運転で下肢障害と異なる障害との合算で１・２級となる方

障害区分＼区分	障害者本人が運転	生計同一者・常時介護者運転
視覚障害	1級～3級、4級の1	左に同じ
聴覚障害	2級～3級	左に同じ
平衡機能障害	3級	左に同じ
音声機能障害	3級（喉頭摘出術を受けている場合）	左に同じ
上肢障害	1級、2級の1と2	左に同じ
下肢障害	1級～6級	1級～2級、3級の1
体幹機能障害	1級～3級、5級	1～3級
運動機能障害	上肢1級～2級（一上肢のみを除く） 移動1級～6級	左に同じ 移動1級～3級（一下肢のみを除く）
呼吸器・心臓・腎臓・肝臓・小腸ぼうこう又は直腸・免疫機能障害	1級～3級	左に同じ
知的障害	A1・A2	A１・A２
精神障害	1級	１級

● 自動車税減免の窓口

普通自動車について・・・姶良・伊佐地域振興局　県税課（電話63-8116）

軽自動車について・・・税務課　市民税係（電話66-3111（134））

※ 軽自動車の申請期間は、毎年４月２日から納期限までです。

※ 次の場合には、障害者福祉係で発行する「生計同一・常時介護証明書」が必要です。

普通自動車・・・生計同一者又は常時介護者が運転する場合

軽自動車・・・常時介護者が運転する場合

● 生計同一・常時介護証明書の交付申請に必要なもの

① 申請書

② 障害者手帳

③ 運転する方の運転免許証

④ 障害者の印鑑と運転者の印鑑

⑤ 車検証・・・取得税の場合は不要

⑥ 通院（通学・通所・通勤）証明書

⑦ 誓約書・・・常時介護のみ

NHK放送受信料の減免

下記にあてはまる場合に、NHK放送受信料の減免が受けられます。

対象者（世帯）	免除額
障害をお持ちの方（次の①～③）がいる市民税非課税世帯 ① 身体障害者手帳をお持ちの方 ② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医に知的障害者と判定された方 ③ 精神保健福祉手帳をお持ちの方	全額
障害をお持ちの方が①～④に該当し、世帯主でかつ契約者の場合 ① 身体障害者手帳の視覚又は聴覚障害をお持ちの方 ② 身体障害者手帳の１級又は2級をお持ちの方 ③ 療育手帳のＡ、Ａ１及びＡ２をお持ちの方 ④ 精神保健福祉手帳の１級をお持ちの方	半額

●申請に必要なもの

① 受信料免除申請書（長寿・障害福祉課でお渡ししています。）

② 手帳

③ 印かん

※ 申請書には、市役所の証明が必要です。

●問い合わせ先

ＮＨＫ視聴者コールセンター	NHK鹿児島放送局　営業部
0570-077-077	099-805-7077

NTT電話番号の無料案内

下記にあてはまる方に、無料で電話案内をします。申請書はNTTへ電話で取り寄せてください。（ふれあい案内　電話0120-104-174）

障　害　区　分	障害程度
視覚障害	全て
肢体不自由（上肢・体幹・運動機能障害）	1級～2級
聴覚障害	全て
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	全て
知的障害	全て
精神障害	全て

6 交通の援助

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を提示すると、下記の場合に運賃の割り引きが受けられます。運賃の割引等については、変更になっていることもありますので、ご利用前に各会社にお尋ねください。

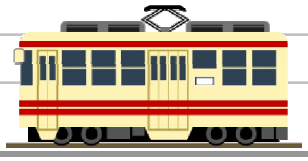

JR運賃の割引

区分		対象	内容
本人のみ	身体障害者 知的障害者	本人のみ	101km以上の場合に5割引 （普通乗車券）
介護人同伴	第1種身体障害者 第1種知的障害者	本人及び介護者	距離に関係なく5割引 （普通乗車券、急行券、定期券等）
	12歳未満の第2種身体障害者 12歳未満の第2種知的障害者		定期券のみ5割引

※ 定期券（自動車線）は3割引です。

バス・船の運賃の割引

区分		対象	内容
本人のみ	身体障害者 知的障害者 精神保健福祉手帳所持者（2級）	本人のみ	普通運賃について5割引 定期券について3割引
介護人同伴	第1種身体障害者 第1種知的障害者 精神保健福祉手帳所持者（1級）	本人及び介護者	
	12歳未満の第2種身体障害者 12歳未満の第2種知的障害者		定期券のみ3割引

※ 各事業者で割引内容が異なる場合があります。また、割引対象にならない路線、事業者があります。

航空運賃の割引

区分	対象	内容
満12歳以上の身体障害者手帳所持者	本人及び介護人	航空会社により異なります。詳しくは各会社へお尋ねください。
満12歳以上の知的障害者手帳所持者		
満12歳以上の精神保健福祉手帳所持者		

タクシー運賃の割引

タクシー運賃が1割引になります。

パーキングパーミット制度

障害のある方、高齢の方、妊産婦など歩行が困難な方が身障者用駐車場を利用しやすくするために、県内共通の鹿児島県身障者用駐車場利用証を発行しています。

（1）申請窓口　（一部を除き即日発行）

- 姶良・伊佐地域振興局　霧島庁舎　地域保健福祉課（霧島市隼人）　電話44-7964
- ハートピアかごしま　電話099-220-5165
- 県庁障害福祉課地域生活支援係　電話099-286-2746
- （即日発行・更新不可）　姶良・伊佐地域振興局　本庁舎　企画課（加治木）

（2）必要なもの

- 申請書（長寿・障害福祉課でもお渡ししています。）
- 手帳の写し等（対象者によって異なりますので、下の表をご確認ください。）
- （郵送する場合）返信用切手140円

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>対象等級</th><th>添付書類</th></tr>
<tr><td colspan="2">聴覚、音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害</td><td>該当なし</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">視覚障害</td><td>4級以上</td><td rowspan="8">身体障害者手帳の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>3級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">肢体不自由</td><td>上肢</td><td>2級以上</td></tr>
<tr><td>下肢</td><td>6級以上</td></tr>
<tr><td>体幹</td><td>3級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>2級以上</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>3級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓、じん臓、呼吸器機能、膀胱又は直腸機能、小腸、免疫機能障害、肝臓障害</td><td>3級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">知的障害</td><td>A1・A2・A</td><td>療育手帳の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">精神障害</td><td>1級</td><td>手帳の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">高齢者</td><td>要介護2以上</td><td>介護保険被保険者証の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">難病</td><td>特定疾患医療受給者</td><td>特定疾患医療受給者証の写し</td></tr>
<tr><td>特定医療費（指定難病）受給者</td><td>特定医療費（指定難病）受給者証の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">妊産婦</td><td>妊娠7か月～産後3か月</td><td>母子手帳の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">けが人</td><td>車いす等の使用期間</td><td>診断書、身分証明書</td></tr>
</table>

駐車禁止除外標章

対象となる障害者（児）に、「駐車禁止除外標章」を交付します。

※早見表の一部該当　視覚障害（４級の１は対象）

運動機能障害（上肢機能１・２級（１上肢のみでは対象外）を対象）

（移動機能１・２級を対象）

上肢（２級の１・２は対象）、内部（ぼうこう・直腸のみ４級も対象）

（１）相談・申請窓口

・姶良警察署　交通課　電話65-0110

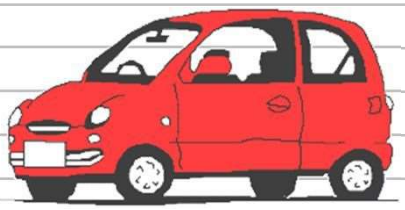

（２）必要なもの

・申請書（警察署でお渡ししています）

・障害者手帳、印かん

※　代理申請をされる場合は、代理の方の身分証明書も必要です。

有料道路通行料金の割引

有料道路の料金所で、市役所の証明を受けた身体障害者手帳・療育手帳を提示すると、通行料金が5割引になります。ただし、利用には事前申請が必要です。

（１）割引の適用

①　手帳に第1種と記載されている方

障害者本人が運転する場合、又は障害者が同乗する場合

②　身体障害者手帳に第2種と記載されている方

障害者本人が運転する場合のみ

（２）自動者の登録申請

事前に申請・登録することでETCレーンを利用し割引を受けることができます。

【登録できる自動車】 第１種の方➡所有者が障害者本人及び直系親族のもの

第２種の方➡所有者が障害者本人、親族及び介護人のもの

※営業用は登録できません。

（３）必要なもの

①　身体障害者手帳又は療育手帳

②　自動車検査証

③　運転免許証（障害者本人運転の場合のみ）

④　ETCカード

障害者本人名義のもの。ただし、障害者が未成年の場合は、親権者も可。

⑤　ETC車載器セットアップ申込書・証明書

※ETCでの割引は，後日送付される登録結果通知書の割引開始日から適用されます。

※割引には有効期限があります。更新は２か月前からできます。

☆自動車を登録しない場合でも、事前申請をすることで割引を受けることができます。

【対象の自動車】タクシー（一種の人のみ）、レンタカー、知人の車等

【必要なもの】身体・療育手帳

※必ず係員がいる料金所を通り手帳を提示してください。

7 その他のサービス

重度心身障害者医療費助成制度

重度の障害をお持ちの方が保険適用となる医療を受けた場合、その自己負担額を助成しています。助成金の申請には、事前に登録が必要です。

住所、氏名などが変わった場合や、本人が死亡した場合は、届け出てください。

（1）対象者

次の①～③のいずれかにあてはまる方

① 身体障害者手帳の1級・2級をお持ちの方

② 知能指数35以下（療育手帳のA1・A2・A・B1の一部）の方

③ 身体障害者手帳3級をお持ちで知能指数50以下（療育手帳B1・B2の一部）の方

（2）助成金支払方法

障害のある方ご本人名義の通帳に振り込みます。

※ 重度心身障害者医療費助成制度では、各種健康保険法により支払われる「附加給付」や「高額療養費」として還付される金額を除いて助成します。「附加給付」や「高額療養費」の手続きは別途必要です。

後期高齢者医療制度の適用

後期高齢者医療制度は通常75歳以上の方に適用されますが、65歳以上の心身障害者で、次のいずれかにあてはまる方は、後期高齢者医療制度に移行することができます。

（1）対象者　次の①～⑥のいずれかにあてはまる方

① 身体障害者手帳の1級・2級・3級をお持ちの方

② 身体障害者手帳の4級の音声又は言語機能障害の方

③ 身体障害者手帳の4級の下肢障害の1・3・4の方

④ 療育手帳のA1・A2・Aをお持ちの方

⑤ 精神保健福祉手帳の1級・2級をお持ちの方

⑥ 障害年金の1級・2級を受給されている方

（2）申請に必要なもの

① 障害者手帳

② 健康保険証

※ 代理の方が来られる場合は、事前に高齢者医療係へご連絡ください。

温泉保養券の交付

18歳以上70歳未満の障害などをお持ちの方に「温泉保養券」を交付しています。

対象者：①身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方
②自立支援医療を受けている方
③特定疾病療養受療証又は特定疾患医療（指定難病）受給者証をお持ちの方

持ってくるもの：各種手帳又は各種受給者証
（自立支援医療を受けている方は、身分証明書でも可）

※　代理の方が来られる場合は、代理の方の身分証明書（免許証、保険証等）をお持ちください。

※　年度途中に手帳の交付を受けた方や18歳に達した方は、その日から温泉券の交付を受けられます。

※　70歳以上の方は、長寿福祉係で「健康チケットあいあい」を交付します。

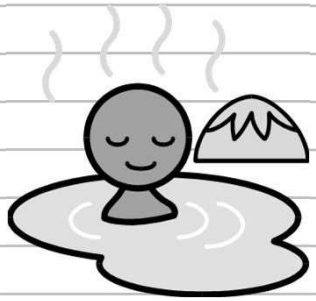

8 障害福祉サービス

居宅介護や施設利用などの障害福祉サービスを利用するときに、事業者に支払う費用の一部を補助する制度です。

通常、食費・光熱費等を除いた障害福祉サービス事業費の9割を公費で負担しますが、利用者の負担が重くなりすぎないように収入に応じた負担上限月額を設定することができます。負担上限月額を超えた額は、さらに公費で負担します。

利用までの流れ

1 相談・申請

市町村又は指定特定(指定障害児)相談支援事業所に相談します。サービスが必要な場合は、市町村に申請します。

2 指定特定（障害児）相談支援事業所と契約

指定特定（障害児）相談支援事業所と契約をします。

3 区分調査

障害者及び障害児の保護者等と生活の場での面接により、心身の状況や生活環境などについての調査が行われます。

4 審査・判定

調査結果と医師の意見書をもとに審査会が行われ、どのくらいのサービスが必要か（障害支援区分）が決められます。

5 決定・認定

指定特定(指定障害児)相談支援事業所又は利用者は、利用者の希望などを考慮に入れたサービス等利用計画案を作成し、市へ提出します。それらを踏まえてサービスの支給量などが決まり、「受給者証」が交付されます。

6 事業者との契約

サービス等利用計画を作成し、利用する事業者を選んで、利用に関する契約をします。

7 利用開始

受給者証を提示して福祉サービスを利用し、原則として利用料（1割）を支払います。

障害福祉サービス等の体系（1）

		サービスの名称		内　　容
介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）		自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護		重度肢体不自由者等で、常時介護が必要な方に、自宅や医療機関等で、入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動支援を総合的に提供します。
		行動援護		自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		同行援護		視覚障害により、移動に著しい困難を有する方が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。
		重度障害者等包括支援		常時介護の必要程度が非常に高く、意思の疎通が著しく困難な方に複数のサービスを包括的に行います。
	日中活動系	短期入所（ショートステイ）		自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
		療養介護		医療や常時介護が必要な方に、医学機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
		生活介護		常時介護が必要な方に昼間の入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。
	施設系	施設入所支援		介護が必要な方や地域での生活が困難な方に、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	居住系	共同生活援助（グループホーム）		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
	訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
		自立訓練（生活訓練）		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間生活機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援		一般就労等へ向けて、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援	A型	一般企業等での就労困難な方に、雇用して就労機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
			B型	一般企業等での就労困難な方に、就労機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援		就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に、3年間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行います。
		自立生活援助		施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者へ、1年間、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

障害福祉サービス等の体系（２）

		サービスの名称	内　　容
児童福祉法	障害児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
		医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援や治療を行います。
		居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行います。
		放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
		保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
相談支援系		地域移行支援	障害者支援施設等から地域へ移行するために、住居の確保や相談などの必要な支援を行います。
		地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの必要な支援を行います。

補装具

身体上の障害を補い、日常生活を容易にするために、次のような補装具の購入費又は修理費が支給されます（事前に手続きが必要です）。

※　介護保険と共通する品目については65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の身体障害者が要介護（要支援）状態となった場合は、要介護（要支援）の認定を受け、介護保険から貸与されることになります。ただし、医師や更生相談所等により、障害に個別に対応することが必要とされる場合においては障害者総合支援法により支給されます。

対　象	種　　目　（★印のついたものは介護保険優先のもの）
聴覚障害	補聴器
視覚障害	眼鏡、盲人用安全杖、義眼
音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置
上肢・下肢 体幹障害	重度障害者用意思伝達装置
	★車いす、★電動車いす、★歩行補助杖、★歩行器、義手
	義足、上下肢装具、座位保持装置、排便補助具

軽度・中等度難聴児の補聴器

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対して補聴器の購入費用の一部を助成します（事前に手続きが必要です）。

自立支援医療

指定医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費負担が1割になります。また、1割の負担についても、収入に応じて負担上限月額を設定することができます。

自立支援医療の種類	内　　容
自立支援医療（精神通院）	精神障害にかかる薬代等の保険が適用される通院医療費の助成を受けることができます。1年ごとに継続申請をする必要があります。
自立支援医療（更生医療）	18歳以上の身体障害者が障害を除去又は軽減するために必要な医療を指定医療機関で受ける場合、その医療費について助成を受けることができます。
自立支援医療（育成医療）	障害児が障害を除去又は軽減するために必要な医療を指定医療機関で受ける場合、その医療費について助成を受けることができます。

● 申請に必要なもの

① 申請書

② 診断書または要否意見書

③ 同意書

④ 保険証等の写し・・・国保の場合：加入者全員分
健保等の場合：受診者本人分と被保険者名が載っている分
生活保護の場合：生活保護受給証明書

⑤ 特定疾病療養受給証の写し（透析のみ）

⑥本人の年金額がわかるもの （保険世帯が非課税の方のみ）
例：通帳の写し、年金支払通知書の写し

⑦ 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
※転入された方は、必要に応じて市県民税所得税・課税証明書を求めることがあります。

地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域の実情に合わせて市町村が実施する事業です。相談支援以外は、事前の申請が必要です。

相　談　支　援	市が委託した相談支援事業者で相談を受け付けます。 利用料は無料です。
手話通訳者等派遣	手話通訳者等の派遣等を行います。利用料は無料です。
移　動　支　援	屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行います。社会参加のためにも利用できます。
地域活動支援センター	創作活動や生産活動、地域との交流、機能訓練などの場を提供します。
訪問入浴サービス	在宅でねたきりの重度肢体不自由の方に訪問して入浴支援を行います。
日中一時支援	介護を行う方が病気などのとき、日中に施設で見守り等の支援を行います。
日常生活用具給付	障害の程度・内容に応じて日常生活用具の給付します。 詳しくは２０頁参照。
自動車運転免許取得費助成	次のいずれかに該当する方が、就労等社会活動への参加のために免許取得をする場合に免許取得費用を助成します。　※所得制限あり。 ①　身体障害者手帳をお持ちで、身体に応じた補助手段を講ずること又は補聴器の使用を必要とされている方 ②　療育手帳の交付を受けている方
自動車改造費助成	肢体不自由の障害をお持ちで、交通法の規定により身体に応じた操行装置及び駆動装置等の改造を必要とする方に改造費を助成します。　※所得制限あり。

＜日常生活用具一覧＞

種目	品目	対象要件
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上、難病等により寝たきりの状態にある者
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害2級以上、療育手帳A判定で、常時介護を要する者（原則3歳以上）難病等により寝たきり状態にある者
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級であって常時介護を要する者及び難病等により自力で排尿できない者
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴時介助を要する者（原則3歳以上）
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等に当たり介助を要する者（原則学齢児以上）及び難病等により寝たきり状態にある者
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の自力移動が困難な者（原則3歳以上）及び難病等により下肢又は体幹機能に障害のある者 ※天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く
	訓練いす（児のみ）	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（原則3歳以上）
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（原則学齢児以上で児のみ）及び難病等により下肢又は体幹機能に障害のある者
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害を有する者であって入浴に介助を必要とする者（原則3歳以上）及び難病等により入浴に介助を要する者
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則学齢児以上）又は難病等により常時介護を要する者
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害及び療育手帳を有する者で起立・歩行時に頻繁に転倒するもの又はてんかんの発作等により頻繁に転倒する者
	T字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害３級以上を有する者、難病患者等であって、下肢が不自由でで歩行時に支持が必要な者
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者で家庭内の移動等において介助を必要とする者（原則3歳以上）、難病等患者であって、下肢が不自由な者
	特殊便器	上肢障害2級以上又は療育手帳A判定で訓練を行っても排便後の処理が困難な者（原則学齢児以上）及び難病等により上肢機能に障害のある者
	火災警報器	障害手帳２級以上、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳１級及び難病等患者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害2級以上の者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用	視覚障害2級以上の者（原則学齢児以上）
	小型送信機	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上の者で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則3歳以上）
	ネブライザー	呼吸機能障害3級以上又は同程度の障害を有する者であって必要と認められるもの（原則学齢児以上）及び難病等により呼吸機能に障害のある者
	電気式たん吸引器	
	吸引吸入併用型	
	動脈毛中酸素飽和度測定器	呼吸機能障害3級以上又は同程度の障害を有する者、難病等により酸素濃度を確認する必要がある者
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	盲人用体重計	
	発電機又はバッテリー	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用中の者

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由な者であって、発声・発語に著しい障害を有する者（原則学齢児以上）
	情報・通信支援用具※	視覚障害を有する者及び上肢又は体幹機能障害2級以上の者（原則学齢児以上）
	点字ディスプレイ	原則視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の者（原則学齢児以上）
	点字器	視覚障害を有する者で必要と認められるもの（原則学齢児以上）
	点字タイプライター	視覚障害2級以上かつ就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者（原則学齢児以上）
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	上記に同じ
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害を有する者であって本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則学齢児以上）
	盲人用時計	視覚障害2級以上の者
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であってコミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則学齢児以上）
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有し本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	人工内耳電池	人工内耳を埋め込みした者であって、電池の交換が必要な者
	人工喉頭	無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者
	視覚障害者用ワードプロセッサー	視覚障害を有する者で、就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれる者（原則学齢児以上）
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害を有する者
	視覚障害者用地デジ・FM補完放送対応ラジオ	視覚障害を有し、本機器によりテレビの音声・FM補完放送が聴取可能となる者
排泄管理支援用具	ストマ装具（ストマ用品・洗腸用具）	膀胱又は直腸の機能障害を有する者でストマを造設した者
	紙おむつ等	脳性麻痺等脳原性運動機能障害を有する者で、かつ、知的障害を有するために便意若しくは尿意の意思表示が困難であり、恒常的に紙おむつを必要とする者（3歳以上）
	紙おむつ	手帳を有する者で、常時紙おむつ等を使用する在宅の者（3歳以上）
	収尿器	膀胱機能障害を有する者で排尿のコントロールが困難な者又は尿路変更のストマを造設した者
	導尿器	下肢・体幹機能障害を有する者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替をする場合は、上肢障害2級以上の者又は療育手帳A判定で訓練を行っても排便後の処理が困難な者（原則学齢児以上））及び難病等により下肢又は体幹機能に障害のある者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能にも障害のある者）

※情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト等をいい、次の者が対象となる。

視覚障害を有する者・・・アプリケーションソフト
（画面音声化ソフト・画面拡大ソフト・視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト等）

上肢又は体幹に障害を有する者・・・入力サポート機器（大型キーボード・ジョイスティック等）

9 姶良市障害者相談員

障害者相談員

市から委託を受けた障害者相談員（相談員は障害者やその家族の方です）が、更生援護に関する相談に応じ、必要な助言や指導を行います。
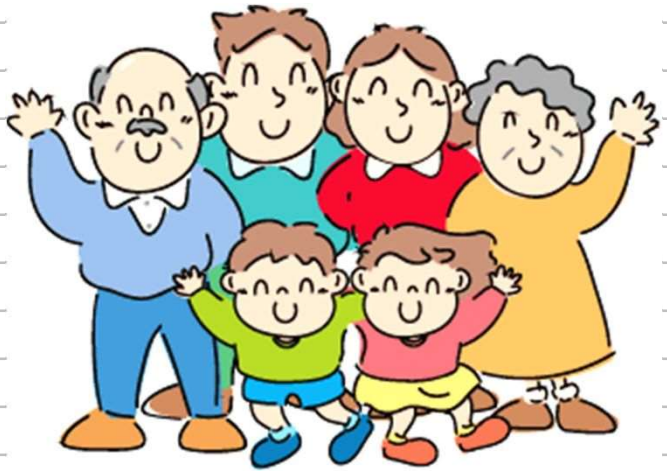
障害区分	相談員氏名	電話番号	地区
聴覚障害	日　置　　太　皇	0995-73-6830（FAX） taiko411225@gmail.com 050-3605-3028 (電話リレーサービス)	姶　良
視覚障害	吉　留　よ　し　子	090-4519-5445	姶　良
障害児（身体）	前　田　　香　奈	090-6299-0630	加治木
知 的 障 害	長　尾　　文　磨	62-0614	加治木
知 的 障 害	新　盛　　鈴　子	66-5599	姶　良
障害児（知的）	西　　明　　恵	090-8328-0441	加治木